

飛騨・郡上地域基本計画

1 基本計画の対象となる区域（促進区域）

（1）促進区域

設定する区域は、平成 29 年 10 月 1 日現在における飛騨・郡上地域（岐阜県高山市、飛騨市、郡上市、下呂市、白川村）の 5 市村の行政区域とする。概ねの面積は、約 52 万 1 千ヘクタールである。

ただし、岐阜県自然環境保全条例に規定する自然環境保全地域（山中山、秋神、荻町、北の俣・水の平、朝日添川、御前岳、祖師野、万波、小川）は除く。

また、自然環境保全法に規定する原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に規定する生息地等保護区は、当促進区域には存在しない。

なお、当促進区域は鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（国指定のものを含む）、自然公園法に規定する国立公園（中部山岳、白山）、国定公園（飛騨木曽川）及び県立自然公園（奥飛騨数河流葉、宇津江四十八滝、位山舟山、奥長良川、野麦、せせらぎ渓谷、天生、御嶽山）、環境省が自然環境保全基礎調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、国内希少野生動植物種の生息・生育域等を含むものであるため、8において、環境保全のために配慮を行う事項を記載する。

促進区域・自然環境保全地域 （「別紙 1」参照）

自然公園指定区域 （「別紙 2」参照）

鳥獣保護区域 （「別紙 3」参照）

（2）地域の特色（地理的条件、インフラの整備状況、産業構造、人口分布の状況等）

ア 地理的条件

岐阜県は、日本のほぼ中央に位置し、全国では数少ない内陸県の一つである。面積は 10,621.29 km²で国土の約 2.8%を占め、全国で 7 位の広さである。北部及び東部の大部分は山地、南部には濃尾平野の一部である美濃平野が広がっており、木曽川、長良川、揖斐川の木曾三川に囲まれた水資源にも恵まれた地域である。

また、本県の平均気温の平年値（1981 年～2010 年観測データの平均値）は、美濃地方の岐阜が年平均気温は 15.8°C と温暖であるのに対し、飛騨地方の高山は、標高が高いこともあり、年平均気温は 11°C と寒冷な気候である（出典：岐阜地方気象台ホームページ）。このような南北に長い岐阜県は、気候も変化に富んでいる。

当促進区域は、上述の 4 市 1 村における区域の全域で、岐阜県北部に位置している。総面積は約 5,208.74 km²で、県全体の約 49%を占めている。

当促進区域の郡上市の宗祇水（白雲水）は、環境省の昭和の名水百選にも選定（昭和 60 年）され、また郡上市・和良川、下呂市・馬瀬川上流は平成の名水百選に選定（平成 20 年）される等、それら豊かな自然からもたらされる豊富な水は田畠を潤し、様々な生き物を育み、県の魚である鮎（漁獲量全国 4 位（出典：平成 27 年漁業・養殖業生産統計））等豊かな恵みを与えている。

イ インフラの整備状況

当促進区域は、愛知県一宮市で名神高速道路から分岐し、岐阜県内で東海環状自動車道及び中部縦貫自動車道と接続しながら北上し、富山県小矢部市で北陸自動車道に連結する東海北陸自動車道が縦断し、それを補完する国道41号、国道156号が地域住民の生活道路の役割を担っている。また、鉄道では、JR高山本線が当促進区域を縦断し、当促進区域の郡上市では、長良川鉄道が南北を接続している。

太平洋側と日本海側を直結する東海北陸自動車道は、東海、北陸両地方の一体的発展に必要不可欠な社会基盤であり、白鳥インターチェンジ～飛騨清見インターチェンジ間では、平成30年度に4車線化が図られる。また、リニア中央新幹線の岐阜県中津川市へとつながる濃飛横断自動車道は、当促進区域を東西に横断し、観光振興等の発展に大きな役割を担い、今後、「ヒト・モノ」の動きの加速化に伴い、期待が高まる地域である。

ウ 産業構造

当促進区域における、卸売業・小売業、宿泊業・飲食サービス業の各産業における売上高は、約34%（308,401百万円／918,926百万円、出典：平成24年経済センサス活動調査）を占めている。なお、当促進区域においては、世界文化遺産「白川郷合掌造り集落」、ユネスコ無形文化遺産「高山祭の屋台行事、古川祭の起し太鼓・屋台行事」、世界農業遺産「清流長良川の鮎」といった世界に誇る遺産のほか、飛騨高山や飛騨古川の古い町並み、日本三名泉の下呂温泉、奥飛騨温泉郷を含む中部山岳国立公園、国の重要無形民俗文化財の郡上おどり、奥美濃・飛騨のスキー場、「岐阜の宝もの*1」である「小坂の滝めぐり」「乗鞍山麓五色ヶ原の森」「天生県立自然公園と三湿原回廊」など、豊富な観光資源を有し、当促進区域の観光入込客数は約1,833万人（出典：平成28年岐阜県観光入込客統計調査）となっており、これら観光資源を活かした観光関連産業は、地域の雇用経済を支えている。

また、当促進区域の従業者数の約18%（17,639人／99,779人、出典：平成24年経済センサス活動調査）、売上高の約27%（246,544百万円／918,926百万円、出典：平成24年経済センサス活動調査）が製造業である。また、付加価値額に占める製造業の割合は、約24%（出典：平成24年経済センサス活動調査）と県内全体における製造業の割合（約32%）を下回る状況にあるが、古くから日本遺産にも登録された「飛騨の匠」と呼ばれる高度な木工技術をもった技術者を多く輩出し、豊富な森林資源を活用して、現在では「飛騨の家具」をブランドにした脚物家具メーカーが集積し、全国有数の家具産地を形成している。また、山間地や高冷地の冷涼な気候を利用した農産物の栽培や牛飼育をはじめ、これらを原料とした食料品製造業も盛んであるとともに、大手医薬品メーカーの立地も複数みられる。

*1 岐阜の宝もの

岐阜県では、全国に誇れる新たな地域資源を掘り起こし、今後の魅力向上の取り組みによって全国に通用する観光資源になることが期待されるものを「岐阜の宝もの」として認定しており、現在、6資源を認定している（うち、当促進区域で3資源）。

エ 人口分布の状況

当促進区域は、総面積は約 52 万ヘクタールで、県全体の約 49%を、人口は約 19 万人で県全体の約 9 %を占めている。人口分布の状況としては、平成 22 年の国勢調査時人口は 191,162 人（当促進区域合計）であったが、その後 5 年間で 10,855 人減少し、191,162 人（出典：平成 27 年国勢調査）となっている。その中で、生産年齢人口（15～64 歳）は 102,387 人、高齢者人口（65 歳以上）は 64,462 人となっている。当促進区域の合計特殊出生率は、最高水準が郡上市の 1.78 人、最低水準が白川村の 1.52 人となっている（出典：平成 20-24 人口動態 保健所・市町村別統計（厚生労働省））。少子高齢化が続く一方で、出生数 1,278 人（当促進区域合計（出典：平成 28 年岐阜県人口動態統計））に対し、死亡数が 2,643 人（当促進区域合計（出典：同上））となっており、自然減少が続いている。

2 地域経済牽引事業の促進による経済的效果に関する目標

（1）目指すべき地域の将来像の概略

当促進区域において、卸売・小売業、宿泊業・飲食業などのサービス業の割合は約 34%（売上額における卸売・小売業、宿泊業・飲食業の割合（出典：平成 24 年経済センサス活動調査））と高く、飛騨高山の古い町並み及び白川郷合掌づくり集落はミシュラン・グリーンガイド・ジャポンに 3 つ星で紹介されるなど、名実ともに世界が認める人気観光地である。加えて、下呂温泉や奥飛騨温泉郷といった温泉リゾートのほか、中部山岳国立公園を始めとする山岳観光資源、さらには長良川上流域の歴史・文化にも恵まれ、当促進区域は、本県が誇る一大観光地であり、観光入込客数は約 1,833 万人（出典：平成 28 年岐阜県観光入込客統計調査）となっている。これらの観光資源を活用した観光産業が重要な位置を占めていることから、当促進区域を牽引する産業の一つとして、来訪者の満足度の向上や滞在時間の長期化にむけた受入れ態勢の充実を図るなど、観光産業の育成に努め、付加価値の創出を図る。

また、当促進区域は、製造業の割合が比較的高く（約 27%（売上高における製造業の割合（出典：平成 24 年経済センサス活動調査）））、製造業が地場産業となっており、本県が全国 3 位（出典：平成 26 年工業統計調査）の出荷額を誇る家具・装備品製造業のほか、食料品製造業、はん用機械器具製造業、金属製品製造業、木材・木製品製造業（家具を除く）などの様々な業種の製造業企業が立地しており、今後、成長性の高い事業への参入を後押しするとともに、物流等の関連産業も含めた生産性向上をすすめ、質の高い雇用の創出を行う。

なお、岐阜県では、「岐阜県成長・雇用戦略」を策定し、全県内で戦略的な工場用地開発の推進と新たな企業誘致戦略を展開すべく、平成 26 年 8 月に岐阜県企業誘致戦略推進本部を立ち上げるとともに、地域（エリア）の特性を生かした企業誘致を推進するため、同推進本部の下に 4 エリアの推進協議会を設立した。当促進区域は、当該戦略に示す「飛騨・郡上エリア」に相当する。

（2）経済的效果の目標

1 件あたり 3,800 万円の付加価値額を創出する地域経済牽引事業を 5 件創出し、これらの地域経済牽引事業が当促進区域で 1.37 倍の波及効果を与え、約 2.6 億円の付加価値を創出することを目指す。

また、KPIとして、地域経済牽引事業の平均付加価値額、地域経済牽引事業の新規事業件数を設定する。

【経済的効果の目標】

	現状	計画終了後	増加率
地域経済牽引事業による付加価値創出額 (製造業、宿泊業・飲食サービス業)	—	260 百万円	—

【任意記載のKPI】

	現状	計画終了後	伸び率
地域経済牽引事業の平均付加価値額	—	3,800万円	—
地域経済牽引事業の新規事業件数	—	5件	—

3 地域経済牽引事業として求められる事業内容に関する事項

本基本計画において、地域経済牽引事業とは、以下の（1）から（3）の要件を全て満たす事業をいう。

（1）地域の特性の活用

「5 地域経済牽引事業の促進にあたって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項」において記載する地域の特性及びその活用戦略に沿った事業であること。

（2）高い付加価値の創出

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済事業による付加価値増加分が、3,762万円（岐阜県の1事業所あたり平均付加価値額（出典：平成24年経済センサス活動調査））を上回ること。

（3）地域の事業者に対する相当の経済的效果

地域経済牽引事業計画の計画期間を通じた地域経済牽引事業の実施により、当促進区域において、以下のいずれかの効果が見込まれること。

- ① 促進区域に所在する事業者の売上げが開始年度比で15%増加すること。
- ② 促進区域に所在する事業者の雇用者数が開始年度比で5%あるいは5名以上増加すること。
- ③ 促進区域に所在する事業者の雇用者給与等支給額が開始年度比で8%増加すること。

4 促進区域の区域内において特に重点的に地域経済牽引事業の促進を図るべき区域（重点促進区域）を定める場合にあっては、その区域

無

5 地域経済牽引事業の促進に当たって生かすべき自然的、経済的又は社会的な観点からみた地域の特性に関する事項

(1) 地域の特性及びその活用戦略

- ① 当促進区域における世界遺産「白川郷の合掌造り集落」などの観光資源を活用した観光
- ② 当促進区域における飛騨の匠の技術を活用した成長ものづくり
- ③ 当促進区域における東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道などの交通インフラを活用した成長ものづくり
- ④ 当促進区域における東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道などの交通インフラを活用した物流産業

(2) 選定の理由

- ① 当促進区域における世界遺産「白川郷の合掌造り集落」などの観光資源を活用した観光

岐阜県では、産業政策の基本方針「岐阜県成長・雇用戦略 2017」（平成 29 年 3 月策定）において「観光産業の基幹産業化プロジェクト」を掲げ、岐阜県ならではの周遊・滞在型観光を促進することで、観光消費額のさらなる拡大を実現させるべく、各種施策に取り組んでいる。

当促進区域南部の郡上地域においては、長良川上流域として世界農業遺産「清流長良川の鮎」のほか、白山信仰にもつながる、白鳥おどり（平成 28 年観光入込客数：7 万 4 千人（出典：平成 28 年観光入込客数統計調査））や郡上おどり（平成 28 年観光入込客数：31 万 4 千人（出典：同上））、外国人にも人気の食品サンプルづくり体験、夏は避暑地・冬はスキー場のひるがの高原など、リゾート地としても人気の観光地となっている。

北部の飛騨地域においては、世界文化遺産「白川郷合掌造り集落」（平成 28 年観光入込客数：187 万 3 千人（出典：同上））のほか、ユネスコ無形文化遺産「高山祭の屋台行事、古川祭の起し太鼓・屋台行事」（平成 28 年観光入込客数：高山祭 31 万 7 千人、古川祭 4 万 4 千人（出典：同上））、飛騨高山や飛騨古川の古い町並み（平成 28 年観光入込客数：高山 361 万 2 千人、古川 27 万 1 千人（出典：同上））、日本三名泉の下呂温泉（平成 28 年観光入込客数：119 万 5 千人（出典：同上））、露天風呂が魅力の奥飛騨温泉郷（平成 28 年観光入込客数：61 万 7 千人（出典：同上））、新穂高ロープウェイ（平成 28 年観光入込客数：33 万 8 千人（出典：同上））、乗鞍岳（平成 28 年観光入込客数：11 万 8 千人（出典：同上））、といった人気観光資源に加え、新たに発掘した観光資源として、大小 200 もの滝が楽しめる小坂の滝めぐり、乗鞍山麓五色ヶ原の森、天生県立自然公園と三湿原回廊、さらには、平成 28 年にヒットした映画「君の名は。」の舞台モデルとなり、聖地巡礼でにぎわう飛騨市の各スポットなど、国内外の観光客を魅了する観光資源が豊富にある。

このような特色ある観光資源を活かした観光関連産業は、県内各地の雇用・経済を支えており、その効果は宿泊業や飲食業、運輸業にとどまらずその他の幅広い分野への好影響が期待される。

このことから、観光資源を活用した宿泊施設支援をはじめ、周遊ルートの整備、飲食店、商業施設、体験施設等に関する需要に対応するための受入環境整備などを行い、交流人口の拡大を図り、地域の活性化につなげていく。

② 当促進区域における飛騨の匠の技術を活用した成長ものづくり

飛騨の匠とは、古くは、藤原京や平城京、平安京の建築にも携わった木工技術者ことで、古代、木工技術者を都へ送ることにより税に充てる全国唯一の制度であった。その飛騨の豊かな自然にはぐくまれた「木を生かす」技術、具体的には、高山祭の屋台に代表される細かな木工細工や、精緻を極めたカラクリ人形などの製造技術は現代に引き継がれ、その由来をもつ岐阜県飛騨地域は、現在においても木材加工が盛んであり、「飛騨の家具」、「飛騨一位一刀彫」、「飛騨春慶」（いずれも地域団体商標登録）など現在も各種伝統産業として残っている。当促進区域における製造業中の産業中分類（平成 26 年データ）出荷額では、家具・装備品製造業が第 1 位、事業所数は、県内の同製造業の約 25%（62 社／253 社）、従業員数は、約 36%（2,177 人／6,099 人）、木材・木製品製造業が第 5 位（同上）と当促進区域の業種の中心を占めている。

近年は、高い付加価値を有する製品の製造などに取り組んでおり、これら企業により、地域経済牽引事業を実施していくことにより、地域経済の活性化、地域における雇用の創出などに寄与するものである。

（飛騨の匠についての記述は、文化庁ホームページ「日本遺産（文化庁）「飛騨の匠の技・こころ」」から引用）

③ 当促進区域における東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道などの交通インフラを活用した成長ものづくり

当促進区域は、岐阜県の北部にあり、本州の日本海側では 2 港のみ指定されている国際拠点港湾の伏木富山港と東海北陸自動車道で結ばれ、東海地方では最もアクセスしやすい区域である。富山県までは距離で約 110 km、時間で約 90 分、愛知県まで約 170 km で 2 時間（高山インターチェンジ～名古屋インターチェンジ）と高速道路網の整備とそれのもたらす利便性の高い地域である。

当促進区域には、南北に縦断する東海北陸自動車道と、中部縦貫自動車道の結節点である白鳥インターチェンジが存在し、その近隣には、勝光島工業団地が立地している。当地に立地する航空宇宙関連企業は、高速道路を用いて製品を他地域立地企業に納めるなど、高速道路近隣の企業において、その活用は必須のものとなっている。

このインフラを用いることが想定される製造業の状況は、事業所数が 1,383 事業所で県内の約 9.5%、従業者数は約 15 千人で県内の約 8%（出典：平成 26 年経済センサス基礎調査結果）となっている。

当促進区域の産業は、家具・装備品製造業など集積が進んでいるほか、飛騨牛・飛騨の野菜などの農産物を加工した食料品製造業（企業数 128 社（県内の 25%（出典：平成 26 年工業統計調査））、医薬品製造業（化学工業の数値で、企業数 9 社（県内の 10%（同上）））などが立地している。

当促進区域において、製品出荷額の多い業種は、順に 1 位「家具・装備品製造業」（出荷額 4,002,789 万円（出典：平成 26 年工業統計調査））、2 位「食料品製造業」（出荷額 3,504,832 万円（同上））、3 位「はん用機械器具製造業」（出荷額 2,561,797 万円（同上））、4 位「金属製品製造業」（出荷額 2,309,333 万円（同上））、5 位「木材・木製品製造業（家具を除く）」（出荷額

1,128,502万円（同上）)となっている。

また、当促進区域においては、アジアN o. 1航空宇宙産業クラスター形成特区に参加している企業が2社、市が1市含まれているところ、当促進区域だけでなく、県全体を併せて航空宇宙産業の広がりを促し、より裾野を広げていくことで、アジアN o. 1航空宇宙産業クラスターの成長を促進していくためにも、上記の利便性が高い交通インフラを活用し、県内・県外企業と連携し、ものづくりの基盤となる、次世代金型や、CFRP等の技術開発や、IoT導入やAI等の情報技術革新等に向けた取組が必要となってくる。また、成熟化した前項②で述べた飛騨の匠の技術を活用した木工製品等において、当促進区域外の新市場に向けて供給していくことが求められる。

このことから、各種製造業企業の地域経済牽引事業を促進することにより、ものづくり産業の振興も含め地域経済の活性化を目指す。

④ 当促進区域における東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道などの交通インフラを活用した物流産業

上記③に記載している通り、当促進区域は岐阜県の北部にあり、東海北陸自動車道と中部縦貫自動車道が位置している。これらの交通インフラにより、隣接する富山県の国際拠点港湾である伏木富山港や富山空港が結ばれている。

当促進区域の交通インフラを活用した北陸地方への物流や国外輸出入にも利便性が高い地域であるといえる。

このことから、当促進区域製造業に関連した物流としての重要性は高く、さらなる集積を図りつつ、今後も道路貨物運送業、運輸に附帯するサービス業といった物流分野への支援を通じて、地域経済牽引事業を促進し、地域経済の活性化、地域における雇用の創出に寄与することを目指す。

6 地域経済牽引事業の促進に資する制度の整備、公共データの民間公開の推進その他の地域経済牽引事業の促進に必要な事業環境の整備に関する事項

（1）総論

世界遺産である白川郷の合掌造り集落など多様な観光資源が存在する地域の特性を生かして、成長ものづくり・観光等を支援していくためには、地域の事業者ニーズをしっかりと把握し、適切な事業環境の整備を行っていく必要がある。事業者ニーズを踏まえた各種事業環境整備に当たっては、東海産業競争力協議会が策定した中部地域の成長戦略である「TOKAI VISION」を踏まえるなど、国の支援策も併せて活用し、積極的な対応で事業コストの低減や当促進区域にしかない強みを創出する。

（2）制度の整備に関する事項

①企業立地に関する補助金（岐阜県企業立地促進事業補助金等）

工場や本社機能、研究所について県や市町村では新規誘致のみならず、既存企業の増設に対しても、その規模に応じた助成制度を適用している。

②固定資産税の減免措置の創設

活発な設備投資が実施されるよう、一定の条件を課した上で、固定資産税の減免措置に関する条例を制定する。(高山市、飛驒市、下呂市(全て予定))

③融資制度の整備

県は、地域経済牽引事業の承認を受けた事業のために必要な事業資金を融資するため、県融資制度関係規定の改正を行い支援を図る。

④地方創生関係施策

平成30年度～令和5年度の地方創生推進交付金を活用し、

- ① 当促進区域における世界遺産「白川郷の合掌造り集落」などの観光資源を活用した観光
- ② 当促進区域における飛驒の匠の技術を活用した成長ものづくり
- ③ 当促進区域における東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道などの交通インフラを活用した成長ものづくり
- ④ 当促進区域における東海北陸自動車道、中部縦貫自動車道などの交通インフラを活用した物流産業

において、設備投資支援による事業環境の整備や販路開拓の強化等を実施する予定。

(3) 情報処理の促進のための環境の整備(公共データの民間公開に関する事項等)

①岐阜県工業技術研究所が有する分析結果、技術情報の情報提供

地域企業の技術力向上のために、県研究機関が保有している情報であって資料として開示する情報について、インターネット公開を進める。

(4) 事業者からの事業環境整備の提案への対応

①相談窓口の設置

下記のとおり、岐阜県及び当促進区域の市村において事業者の抱える問題解決のための相談窓口を設置し、連携して対応する。

県・市村	相談窓口の設置
岐阜県	商工労働部企業誘致課
高山市	商工観光部商工課
飛驒市	商工観光部商工課
郡上市	商工観光部商工課
下呂市	観光商工部商工課
白川村	企業誘致対策課

(5) その他の事業環境整備に関する事項

①岐阜県中小企業総合人材確保センターの設置

岐阜県の平成28年の有効求人倍率は1.71倍で、7年連続で上昇し、雇用環境は大幅に改善して

いるものの、県内企業の人手不足は深刻である。

こうした中、岐阜県では、県内企業の人材確保を総合的に支援するために、平成 29 年 4 月に、「岐阜県中小企業総合人材確保センター」を設置した。

本計画に基づく地域経済牽引事業においては、多数の新規雇用が見込まれるため、当センターとの連携を強化する。

(6) 実施スケジュール

取組事項	29 年度 (初年度)	30～令和 4 年度	令和 5 年度 (最終年度)
【制度の整備】			
① 企業立地に関する補助金 (岐阜県企業立地促進事業補助金等)	運用中 ・工場、研究所、本社機能移転等に対する助成	運用	運用
② 固定資産税の減免措置 (高山市、飛騨市、下呂市)	年度内に整備予定	運用	運用
③ 融資制度の整備	年度内に整備	運用	運用
④ 地方創生関係施策	—	適宜対応	適宜対応
【情報処理の促進のための環境整備（公共データの民間公開等）】			
① 岐阜県工業技術研究所が有する分析結果、技術情報の情報提供	運用	運用	運用
【事業者からの事業環境整備の提案への対応】			
① 相談窓口の設置	運用	運用	運用
【その他】			
①岐阜県中小企業総合人材確保センターの設置	4 月設置・現在運用	運用	運用

7 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法に関する事項

(1) 支援の事業の方向性

当促進区域における地域経済牽引事業の促進にあたっては、岐阜県の产学研官が連携して支援を行う。岐阜県が設置する、岐阜県中小企業総合人材確保センター、公益財団法人岐阜県産業経済振興センター、岐阜県成長産業人材育成センター、岐阜県生活技術研究所さらには国立大学法人岐阜大学が連携して支援を行う。

このため、岐阜県及び当促進区域の市村は、本基本計画に基づく地域経済牽引事業推進のための連携を密にし、調整を行う。

(2) 地域経済牽引支援機関が行う支援の事業の内容及び実施方法

①岐阜県中小企業総合人材確保センター

当センターは、県内企業の人材確保を支援するために、企業の採用力向上や、人材確保の機会創出、学生への魅力PR機会の提供などを通じて、総合的に支援する。

さらに、産学金官と連携し、県内大学の学生の県内企業への就職、定着を強力に支援する。

②公益財団法人岐阜県産業経済振興センター

本県の産業振興を目的に、販路開拓、新事業創出、デザイン開発、設備貸与、地場産業情報の収集提供等の支援事業を行っている。さらに、経営相談機能も充実しており、よろず支援拠点コーディネーターやモノづくりコーディネーター等、幅広い専門家を配置し、あらゆる経営相談に対応する。

③国立大学法人岐阜大学

岐阜大学においては、産業界や企業支援機関との連携について学内に研究推進・社会連携機構産官学連携推進本部を設置し、総合的に実施している。同本部では、新技術開発や生産技術の改善、知的財産マネジメント、共同研究等の情報提供などを行う。

④株式会社日本政策金融公庫（岐阜支店）

日本政策金融公庫において取り組んでいる中小企業向けの支援施策（貸付けや情報提供など）を最大限に活用して、地域経済牽引事業計画実施企業を支援していく。

⑤岐阜県成長産業人材育成センター

県の人材育成拠点として、航空宇宙、医療福祉機器等の成長分野を中心に、技術者育成のための研修や専門知識を学ぶセミナー等を開催する。また、センターの研修室を各種人材育成活動の場として提供する。

これらの事業を通し、成長分野に取り組む企業、新たに進出しようとする企業を支援する。

⑥岐阜県生活技術研究所

生活技術研究所では、住宅建材や家具製品などの地場産業の振興を目的として、新材料・新製品の研究と技術支援を実施する。

具体的には、材料開発分野において、木質系材料の加工技術や評価技術を基盤とした研究を、また、製品企画分野においては、木製家具において蓄積した人間工学的評価を基盤として、福祉用具やその他の生活製品に対しても研究の幅を広げ、「産学官+民」が連携して、先進的かつ効率的に進めることにより技術移転を行う。

8 環境の保全その他地域経済牽引事業の促進に際し配慮すべき事項

(1) 環境の保全

新規開発を行う場合は周辺土地利用に鑑み、可能な限り自然環境に影響を与えないよう配慮し、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を行い、事業活動においては

環境保全に配慮し、地域社会との調和を図っていくものとする。

特に大規模な地域経済牽引事業を行うこととなった場合には、事業活動等が住民の理解を得られるよう、必要に応じて、企業、行政が連携して住民説明会等を実施するなど、周辺住民の理解を求めていく。

また、廃棄物の軽減・リサイクルの積極的な推進や自然エネルギーの利活用等の温暖化対策について、必要な情報を提供するとともに、廃棄物の不法投棄を許さない環境づくりのための広報啓発活動を推進し、地域における環境等に対する規範意識の向上を目指す。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する鳥獣保護区（国指定のものを含む）、その他環境保全上重要な地域（環境省が自然環境保全調査で選定した特定植物群落、生物多様性の観点から重要度の高い湿地、シギ・チドリ類渡来湿地、国内希少野生動植物種の生息（繁殖・越冬・渡り環境）・生息域等）については、当促進区域に含むものとし、当促進区域で地域経済牽引事業を実施する場合に、直接或いは間接的に影響を与えるおそれがある場合は、予め地方環境事務所と調整し、また自然環境部局と十分調整を図りつつ、専門家の指導・助言を踏まえて生息等への影響がないよう十分に配慮していく。

（2）安全な住民生活の保全

犯罪の起こりにくいまちづくりを推進し、県民が安全に安心して暮らせることができる社会の実現を図る。

特に、地域経済牽引事業の実施によって犯罪及び事故を増加させ、または地域の安全と平穏を害することのないよう、岐阜県及び当促進区域の市村は次のことを推進または促進する。

- ・事業所付近で地域住民が犯罪被害にあわないように、防犯灯の設置等を進めること。
- ・道路、公園、事業所等における植栽の適切な配置及び剪定により、見通しを確保するほか、空き地等が夜間において地域住民に迷惑を及ぼす行為に利用されないよう、管理を徹底する等防犯に配慮した施設の整備及び管理をすること。
- ・交通事故を防止するために、歩道やガードレールを設置したり、歩道と車道を分離するなど交通安全施設の整備を進めること。
- ・警察、事業者及び地域住民と連携し、協働した防犯活動と地域住民に対する支援をすること。
- ・従業員の遵法意識の高揚と従業員、顧客等が犯罪の被害にあわないとための指導をするよう事業者を促すこと。
- ・犯罪や事故の防止、地域の安全確保のために必要な経費等の援助に配慮をすること。
- ・外国人を雇用しようとする際には、旅券等により、個人を確認するとともに、当該外国人の就労資格の有無を確認する等、事業者が必要な措置を取るよう促すこと。
- ・事業者が地域経済牽引事業を実施する際には、必要に応じて地元説明会を行うなど地域と連携して事業を実施すること。
- ・事件又は事故の発生時における迅速な警察への連絡体制を整備するとともに、捜査へ協力をするよう事業者を促すこと。
- ・事業者が地域経済牽引事業を実施する際には、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律及び、岐阜県暴力団排除条例に則り、暴力団員等に不当な利益を得させることができないよう、事業

者を促すこと。

(3) その他

① P D C A 体制の整備

毎年度定期的に、基本計画と承認事業計画の進捗状況を調査し、効果の検証と事業の見直しについてホームページ等で公表する。

9 地域経済牽引事業の促進を図るための土地利用の調整を行う場合にあっては、その基本的な事項

無

10 計画期間

本計画の計画期間は、計画同意の日から令和5年度末日、又は、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第47号）附則第7条第1項に基づき地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて変更された地域における地域経済牽引事業の促進に関する基本的な方針（以下「新基本方針」という。）に基づいて、令和5年度末日までに改めて基本計画（以下「新基本計画」という。）を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。

（新基本方針に基づいて新基本計画を令和5年度中に作成する予定である。そのため、令和5年度をその準備期間として位置づけ、計画期間を令和5年度末日、又は、新基本方針に基づいて、令和5年度末日までに改めて新基本計画を作成する場合は、当該新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日までとする。）